

金成壽国家賠償請求訴訟一審判決

(東京地裁 1998年6月23日判決)

[→日本戦後補償総覧 \(PDF\)](#)

[→日本戦後補償総覧 \(WEB\)](#)

[→HOME](#)

平成一〇年六月二三日言渡 同日交付 裁判所書記官 池ノ内 潔
平成二年(ワ)第一三五—三三號損害賠償等請求事件
平成一〇年三月一〇日弁論終結

判 決

大韓民国釜山市金井区 [REDACTED]

原	告	金	成
右訴訟代理人弁護士	山	山	紀
同	和	久	田
同	田	邊	昭
同	谷	直	樹

東京都千代田区霞が関一丁目一番一號

被 告

右代表者法務大臣

右指定代理人

同

同

同

同

同

同

同

主

文

国

下 稻 葉

川 口

仁 田

近 藤

渡 部

川 上

瀬 戸

池 田

平 井

耕

泰

良

秀

義

忠

良

勲

幹

雄

吉

司

行

夫

雄

良

勲

忍

雄

雄

一 原告の請求を棄却する。

二 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第一 請求

被告は、原告に対し、二億四四三〇万九〇〇〇円を支払え。

第二 事案の概要

一 事案の要旨

1 事案の骨子

本件は、朝鮮半島出身の元日本軍人である原告が、太平洋戦争で右腕切断などの戦傷を受けたにもかかわらず、重度障害を負った傷痍軍人に対して支給される増加恩給（恩給法四六条、四九条の二及び恩給法の一部を改正する法律（昭和二八年法

律第一五五号) 付則二二条、二八条に基づく増加恩給、以下単に「増加恩給」ということがある。) を支給されていないとして、被告に対し、合計二億四四三〇万九〇〇〇円 (①受けるべき恩給相当額二億〇四三〇万九〇〇〇円、②慰謝料一〇〇〇万円、③弁護士費用三〇〇〇万円) の損害賠償等を求める事案である。

2 争いのない事実等

次の事実は、当事者間に争いのない事実又は弁論の全趣旨により認められる事実である。

(一) 原告は、一九二四年(大正一三年) 一月一二日に韓国慶尚南道蔚山郡下廂面南外里二八七番地で生まれた男性である。当時の韓国は我が国の植民地下にあり、創氏改名政策が行われていたため、原告は日本名を大立俊雄と名乗っていた。原告は、一九四二年(昭和一七年) 初めころ、我が国の旧陸軍に志願し、一九四三年

(昭和一八年)三月ころ、陸軍大田二四部隊第三大隊に配属され、その後、シンガポールに上陸し、マレー半島、ビルマ、雲南省遮放等各地を陸軍歩兵として歴戦した。

(二) 原告は、一九四四年(昭和一九年)一月一二日ころ、ビルマ南部ワラバン付近における戦闘中、左下腿右肩胛部腰部軟部盲貫迫撃砲破片創の重傷を受けた。さらに、原告は、一九四五年(昭和二〇年)三月四日ころ、右負傷による入院先であるビルマ南シヤン州ライカ所在第一二一兵站病院で、敵機の爆撃によって、右上膊投下爆弾破片創を受け、右腕を切断した。

(三) 昭和二七年四月一八日にサンフランシスコ平和条約が締結されたことから、被告は、朝鮮半島出身者については日本国籍を喪失するとの法務省民事局長通達(法務省民事局長通達昭和二七年四月一九日民事甲四三八号)を発し、その結果、

被告は、原告に対し、恩給法九条一項三号に定める国籍条項（以下「本件国籍条項」又は単に「国籍条項」という。）を適用し、原告を日本国籍をもたない者と解釈し、恩給の支給を行っていない。

二 争点

原告は、(一)(1)国籍条項は、①増加恩給受給権者については該当しない、②自己の意思によらずに日本国籍を離脱した者については該当しない、③朝鮮半島出身の旧日本軍人・軍属（以下「軍属」の点は省略する。）については該当しないにもかかわらず、総務庁長官及び恩給局長は国籍条項の解釈を誤った結果、これを①ないし③のように制限的に解釈するよう行政指導すべき義務を怠ったとして、(2)国籍条項は、憲法一三条、一四条、二九条及び国際人権規約B規約二六条（以下「B規約二六条」という。）に違反し無効であるとして、国家賠償法一条一項に基づいて損害

賠償を請求し、(二)少なくとも昭和二一年から昭和二七年までの間は原告に日本国籍があつたところ、当時の総務庁長官及び恩給局長は増加恩給が支給されることを原告に対し通知し、かつ、恩給を支給すべき義務があつたのに、これを怠つたとして、国家賠償法一条一項に基づいて、昭和二一年から二七年までの間の増加恩給受給権に相当する損害賠償を請求し、(三)(1)被告はサンフランシスコ平和条約を締結したことによつて原告の日本国籍を失わせ、その結果、原告の恩給受給権を剥奪したとして、(2)原告の受けた戦傷は生命身体上の特別の犠牲が課せられたものであるとして、いずれも憲法二九条三項に基づく損失補償を請求し、(四)仮にこれらの請求に理由がないとしても、条理（正義公平）に基づく損失補償を請求している。

これに対し、被告は、右各請求の根拠となる原告の主張は、いずれも正当ではないと主張している。

三 争点に関する当事者の主張

1 国家賠償法一条一項に基づく損害賠償請求について

(一) 総務庁長官及び恩給局長の解釈上の違法の主張について

(原告の主張)

(1) 国籍条項の解釈適用について

ア① 増加恩給受給権者に対する国籍条項適用の有無

恩給法が重度の障害を受けた傷痕軍人に対し一定の給付を行うのは、単に社会保
障的見地に基づくものではなく、その給付は軍務の提供にあたり軍人が戦傷を受け
た場合の補填義務という使用者責任類似の特殊な国家補償という国家の義務的性格
を有するものというべきであり、政策的配慮により恩給支給の要件を変更し、ある
いは、恩給支給を拒否できるものではない。

原告は、戦傷により労働能力を喪失し、生活維持能力が阻害されているのであるから、原告にとって恩給受給こそが生きていくための不可欠の手段である。

したがって、増加恩給受給権者に対し国籍条項を一律に適用すれば、その者の生命、財産及び自由は保障されないことになるから、最低限度の文化的な生活を保障している新憲法下においては、そのような適用は許されず、被告は、原告に対し、国籍の有無を問わず、等しく恩給を支給すべき義務があるといふべきである。

② 自己の意思によらない国籍離脱者に対する国籍条項適用の有無

恩給法の趣旨が日本国民として戦争に参加し戦傷を受けたことに対して恩給を支給するというものである以上、戦傷を受けた当時日本国籍を有していることが恩給支給の本質的要件であるといふべきである。他方、自己の意思で国籍を離脱する者は日本国からの恩給支給を拒否する者といふことができ、この者に対し、恩給支給

を停止することには相当の理由があるといふべきである。

したがつて、国籍条項は、「国籍ヲ失ヒタルトキ」といふ文言からも、また、右恩給法の制度趣旨からしても、少なくとも「自己の意思によつて」日本国籍を離脱した者に限定して適用されるべきである。

また、本件のように恩給の支給義務者である被告自身が関与した行為（サンフラシスコ平和条約の締結等）によつて、恩給受給権者の恩給受給権を剥奪することは、恩給義務者が恩給受給権者の既得権を一方的に奪うことになり、許されない。

戦前の日本においては、領土の侵略拡大はあつても、割譲はなく、日本国民の国籍を剥奪するような事態が想定されておらず、このような事態に対する立法がされていなかったところ、敗戦により、日本国籍が失われるといふ事態が起こり、この結果、原告のような恩給受給権者が不平等・不合理な取扱いを受けることとなった。

したがって、被告は、右のような不平等・不合理を是正する立法措置等を行っていない以上、そのような不平等・不合理が生じないように、国籍条項を限定的に解釈すべきである。

現に、戦傷病者戦没者遺族等援護法に定める遺族年金等の失権事由である国籍条項については「個人の意思に基づく帰化等の方法によって国籍を失った場合にのみ適用される。」と公権的に解釈されているところ（昭和三七年一〇月二九日援護法三一八号厚生省援護局援護課長通知）、恩給法と右援護法は同一趣旨に基づく制度であるから、本件国籍条項も同様に解釈されるべきである。

③ 朝鮮半島出身の日本軍人に対する国籍条項適用の有無

被告は、朝鮮半島を侵略・植民地化し（日韓併合・創氏改名の断行・志願兵制度の実施など）、原告のような多数の朝鮮民族を「日本人」として戦争に駆り出した

にもかかわらず、戦後これらの元日本軍人に対し一切の補償を行っていない。このような歴史的事情・背景にかんがみれば、朝鮮半島出身の元日本軍人には国籍条項は適用されない。

イ 総務庁長官及び恩給局長の行為について

国籍条項は、右のとおり限定的に解釈適用されるべきものであり、また、仮にそのような解釈がされないとしたならば、憲法一三条及び一四条に違反するものであるが、総務庁長官及び恩給局長は、原告を含めた旧軍人退職の日である昭和二十一年四月二十八日当時、国籍条項を右のとおり限定的・制限的に解釈適用すべきことを当然認識し得たのであるから、そのような解釈適用をするように担当行政官に対して行政指導すべき義務があった。

また、総務庁長官及び恩給局長は、昭和三十七年に前記のとおり援護法三一八号厚

生省援護局援護課長通知がされ、その結果、国籍条項の解釈適用について被告の見解が明らかになったのであるから、遅くともこの時点で、前記同様の義務があつた。しかしながら、総務庁長官及び恩給局長は、故意又は過失により国籍条項の解釈適用を誤り、原告を含む朝鮮半島出身の元日本軍人に対して恩給を支給しないという対応をとつてきた。総務庁長官及び恩給局長の右行為は、原告の恩給受給権を剥奪したもので、違法行為に当たるといふべきである。

(2) 憲法一四條違反

恩給法の増加恩給支給の趣旨は、日本国民として戦争に参加し戦傷を受けたことに対してその補償を行うことにあり、その後日本国民であるか否かは支給の本質的条件となるものではない。ところで、国家が国民に対し何らかの給付を行う場合には、憲法一四條により、受給者の範囲、条件その他全ての要件と手続において差別

を設けてはならないはずであり、また、憲法一四条は特段の事情のない限り外国人にも適用される。

そうすると、国籍条項は、右①ないし③のように限定的に解釈されない場合には、恩給受給権について、外国人と日本国民を差別するものであり、憲法一四条に違反する。

(3) 憲法一三条違反

憲法一三条は、個人の尊厳並びに生命、自由及び幸福追求に対する権利の最大の尊重を規定している。その趣旨は国内立法である恩給法にもあてはまるところ、日本国籍を有する旧日本軍人と同一の戦争被害者である朝鮮半島出身の元日本軍人にも、日本国籍を有する旧日本軍人と同一の恩給を受ける権利があるものというべきである。

したがって、国籍条項が朝鮮半島出身の傷痍軍人に対して無限定に適用されるとするならば、国籍条項は憲法一三条に違反する。

(4) 憲法二九条違反

憲法二九条は、私有財産の絶対的保障を明記しているところ、原告の恩給受給権は確固たる財産権である。ところが、本件国籍条項が国籍喪失に伴って恩給受給権を自動的に剥奪するというのであれば、原告の財産権が侵害される。

したがって、本件国籍条項は、憲法二九条に違反する。

(被告の主張)

(1) 国籍条項について

ア 恩給制度は、公務員と国との特別な関係に基づいて、国が公務員の退職後において相応の保護を与えるものであり、このことにより公務員の忠実な義務の遂行

を図り、もって行政の円滑な遂行を確保するという公務員制度の一環としての意義を有する。このように、恩給制度は、国家と公務員との密接な関係の存在を前提とするものであるから、国籍を喪失し、国家の所属員としての資格を失った者に対しては、国籍条項により恩給を支給しないものとしたのである（立法者意思も同様である。）。したがって、国籍条項の解釈においては、日本国民であるか否かということが問題になるのであって、原告の主張するように、日本国籍を喪失した理由の如何によって影響を受けるものではない。

また、恩給制度は、国家が各人に対し所得を保障し、もって生活の維持を援助するという面を有するものであるところ、恩給の給付をどのような要件、範囲で定めるかについては、立法政策の問題であり、国籍条項の存在自体、あるいは、国籍条項を原告の主張するように解釈しないことが、違法になるというものではない。

したがって、恩給制度の趣旨が前記のようなものである以上、日本国籍を失った者については、その理由の如何を問わず、恩給法は適用されない。

イ 総務庁長官及び恩給局長の違法行為について

前記のとおり、本件国籍条項が合理性を有するものである以上、総務庁長官及び恩給局長が国籍喪失の理由の如何を問わず国籍条項が適用されるものと解釈したことは、何ら違法ではない。

(2) 憲法一四条違反

本件国籍条項は、前記恩給法の制度趣旨にかんがみれば、合理的理由に基づく立法政策の範囲内のものであり、現行の恩給法の運用にも合理的理由があるから、原告の主張するような不合理な差別的取扱いではなく、憲法一四条に違反するものではない。

(3) 憲法一三条違反

恩給を受ける権利は、恩給法上一定の要件を満たした場合に発生する公法上の権利であり、被告が原告の恩給受給権を剥奪したということはあり得ない。また、本件国籍条項は、前記のとおり、合理的理由に基づく立法政策の範囲内のものであり、現行の恩給法の運用にも合理的理由があるから、憲法一三条に違反するものではない。

(4) 憲法二九条違反

本件国籍条項は、憲法二九条に違反するものではない。

(二) 本件国籍条項のB規約二六条違反の主張について

(原告の主張)

(1) 我が国が批准しているB規約二六条は、法の下での平等原則を規定し、国籍に

よる差別を禁止している。規約人権委員会も、本件と同種の案件であるイブラヒム・ゲイエ対フランス事件において「国籍の変更はそれ自体別異の取扱いを正当化する根拠とはなり得ない。何故ならば年金支給の根拠は軍務を提供したことにあるのであり、セネガル人もフランス人も提供した軍務は同じであるからである。したがって、規約人権委員会は、通報者らに対する別異の取扱いは、合理的かつ客観的な基準に基づくものとはいえず、規約の禁止する差別に該当するという結論を下す。」と判断した。したがって、国籍条項はB規約二六条に違反する。

(2) B規約二六条は、自動執行力のある条約である。そして、B規約自体の解釈は、国内法に依拠した解釈手法によるのではなく、国際法のルールによるべきである（ウィーン条約二七条、三一条ないし三三条）。右解釈に依拠し、規約人権委員会の一般的意見を解釈の補足手段として取り入れた上で、イブラヒム・ゲイエ対フ

ランス事件の見解を参考にして、本件国籍条項を検討すれば、これが合理的な取扱いの区別を定めたものと解することはできず、B規約に違反する。

以上から、国籍条項は、B規約二六条に違反し無効である。

(被告の主張)

本件国籍条項は、原告の主張するような不合理な差別的取扱いではなく、B規約二六条に違反するものではない。

2 国家賠償法一条一項に基づく昭和二十一年から昭和二十七年までの増加恩給受給権の侵害を理由とする損害賠償請求について

(原告の主張)

(一) 仮に、前記1の請求が認められないとしても、旧軍人退職の日である昭和二十一年四月二十八日からサンフランシスコ平和条約が締結された昭和二十七年四月二十八日

までの間は、原告に日本国籍があつたことは明らかであり、したがって、原告は右期間中恩給法上停止されていなかった増加恩給受給権を有していた。

(二) 総務庁長官及び恩給局長の調査義務・通知違反

昭和二十一年四月二十八日から昭和二十七年四月二十八日当時の総務庁長官及び恩給局長は、恩給法九条の二に基づいて、原告ら旧植民地の戦傷病者に対して、増加恩給受給権に関する調査を行わなければならなかったのに、これを怠った。また、仮に、恩給法九条の二の調査義務が当該受給権者の申請に基づいて行われるものであるとしても、当時の総務庁長官及び恩給局長は、原告ら旧植民地の戦傷病者で祖国に帰国している者に対して、右申請資格があることを通知する法的義務があつた。とりわけ、原告の場合、受傷証明書が発行されていたのであるから、被告は、原告が増加恩給受給権者であることを容易に知ることができた。

総務庁長官及び恩給局長の右の不作為は故意・過失に基づく違法な行為である。

(被告の主張)

恩給局長の恩給を受ける権利の裁定は、本人から、公務員退職当時の本属庁(旧軍人については退職当時の本籍地の都道府県知事)を経て提出された請求書類に基づいて行われるものであるところ、恩給局長は、恩給の請求がない者について恩給受給権があるか否か把握していなかった。また、原告のように受傷したことについて証明があるからといって、原告がその受傷によって直ちに増加恩給が給せられる障害の程度にあるか等増加恩給受給権の要件を満すかどうかは不明であった。

したがって、総務庁長官及び恩給局長が原告に対し恩給を受ける権利を有することを通知する義務はなかった。

3 憲法二九条三項に基づく損失補償請求について

(原告の主張)

(一) 原告は、戦傷により労働能力を喪失し、自分で生活費を稼ぐことを阻害されているのであり、恩給受給権は、原告にとって生きていくために必要不可欠な人権であり、財産権であることは論をまたない。

ところで、被告は、日本国独立という日本国民及び国家の利益のために、サンフランシスコ平和条約を締結し、それに伴い、原告の日本国籍を放棄し、韓国籍に戻すことを受諾せざるを得なかった。

したがって、被告が原告の日本国籍を剥奪したことは、まさに公共の福祉のためにしたものであり、被告が国籍喪失に伴って恩給受給権を自動的に喪失するというのであれば、原告の恩給受給権は公共の用に供されたというべきである。

よって、原告は、恩給受給権という財産権を剥奪され、特別の犠牲が生じたので

あるから、憲法二九条三項による損失補償請求権を有するといふべきである。

(二) また、原告は、太平洋戦争により右腕を失い、かつ、歩行困難という重大な障害を負った。すなわち、原告は、被告の戦争遂行という国益のために、旧日本軍人として、戦争に参加し、右のような傷害を負ったものであり、特別の犠牲を被ったのである（かかる身体の障害が特別の犠牲に該当することについては、恩給法において重度障害を負った傷痍軍人に対し増加恩給が認められていることから明らかである）。そして、公共の利益のために生命身体について特別の犠牲が生じた場合に、財産権の侵害の場合よりも不利に扱うことが許されるとする合理的理由はなく、原告は、生命身体上の特別の犠牲が課せられた事実をもって、直接憲法二九条三項に基づく損失補償請求権を有するといふべきである。

（被告の主張）

(一) 恩給を受ける権利は、一定の要件を満たした場合に発生し、またいったん発生した権利であつても、その後権利喪失事由に該当すれば、消滅する。そして、国籍条項は合理的理由のある立法政策の範囲内のものであるから、これにより原告が増加恩給受給権を喪失したとしても、憲法二九条による補償の問題が生じる余地はない。

また、原告の増加恩給受給権は、日本国籍を喪失したことにより、国籍条項という当初から恩給法に定められていた権利消滅事由に該当し、法律上当然に消滅したものであり、被告の収用によるものではなく、憲法二九条三項が適用されることはない。

(二) 原告の被った損害は、戦争遂行過程で生じた戦争犠牲ないし戦争被害であつて、戦争という国家の存亡にかかわる非常事態の下においては、関係各国の国民す

べてが多かれ少なかれ犠牲を余儀なくされるものであるから、現行憲法の子想する「特別の犠牲」とは解されない。

4 条理に基づく補償請求について

(原告の主張)

恩給法による給付は、単なる恩恵としてではなく、現憲法上の原理である正義公平の見地から、その受けた犠牲に対する補填として認められるものであるから、少なくとも条理に基づいて恩給と同額の補償が認められるべきである。そして、右条理は、実定法の定めがなくとも、信義公平の原則に従って規律されるものというべきである。

(一) 被告は、台湾人の旧日本軍人に対しては、特別立法（昭和六二年法律第一〇五号）を制定し、一人あたり二〇〇万円の弔慰金の支払をした。これに対し朝鮮半

島出身の旧日本軍人に対しては何らの補償がされていない。

被告は、原告を台湾出身の旧日本軍人同様、日本国のための戦争に参加させ、戦傷を負わせたものであるのに、原告のような韓国籍の者には何の補償も行わないのは正義公平に著しく反する。

(二) ドイツにおける連邦補償法、アメリカにおける強制収容された日系人に対する「市民の自由法」など、国籍の如何を問わず必要な戦後補償をすることは国際慣習法として確立している。本件国籍条項は、国際的潮流に反するばかりか、前記のとおりB規約二六条にも違反する。

(三) 信義公平の原則に照らし原告に恩給受給権が存するとされる事情
原告を含む朝鮮半島出身の元日本軍人は、出生の時から「日本国民」として徹底した皇民化政策を受けさせられており、原告も、軍隊に入隊すれば、退役後は、日

本国から恩給が支給されると信じていた。原告は、旧陸軍入隊後、南方の最前線で戦闘に参加させられ、日本軍人として、その義務を十分に果たし、そのうえ、爆撃により、身体に障害を負わされた。しかるに、原告は、四〇年以上にわたって、恩給受給権がないものとして扱われてきた。

これらの事情からすれば、原告が恩給相当分の支給を何らかの形で被告から受けられるはずであるという信頼を抱き続けてきたことは、信義公平の原則に照らし、法的保護に値するものというべきである。

(被告の主張)

条理に基づく損失補償請求が認められるとする原告の主張は、全く新たな補償制度が立法されるべきことをいうものであるところ、条理は、その内容の抽象性・多義性・相対性のため、裁判規範として限界があるというべきであり、法や契約の解

釈の基準となり、あるいは、これによって法の不備が補充されることはあっても、条理それ自体を根拠として、何らかの具体的請求権を基礎付けることはできない。

第三 当裁判所の判断

一 総務庁長官及び恩給局長の国籍条項の解釈上の違法の主張について

1 終戦後の恩給法を巡る状況等については以下のとおりである（乙四、弁論の全趣旨によって認定される事実、当事者間に争いのない事実等を含む。）。

恩給法は、大正一二年、それまでの各種の恩給制度を一本化する形で制定・施行されたが、終戦後、連合軍最高司令部の指示に基づく昭和二一年勅令第六八号により、旧軍人軍属及びその遺族に対する恩給が原則として（重度障害者の公務傷病恩給を除いて）廃止されることになった。しかし、その後、昭和二八年八月一日施行の恩給法の一部を改正する法律（同年法律第一五五号）により、旧軍人等に対す

る恩給の支給が復活した。

ところで、この間、昭和二六年九月八日にサンフランシスコ平和条約が締結され、同条約は昭和二七年四月二八日に発効した。そして、同条約四条（a）において、朝鮮・台湾等の分離独立地域における施政当局及びその住民の財産・請求権の処理は、日本国政府と施政当局との間の特別取極の主題とされた。これに先立ち、被告は、昭和二七年四月一九日付法務省民事局長通達を發し、朝鮮半島出身者を含む旧植民地出身者についてはサンフランシスコ平和条約によって日本国籍を喪失する旨の見解を示し（前記法律第一五五号の国会の審議過程において当時の恩給局長も同様の見解を示している。）、恩給法九条一項三号所定の国籍条項によって、原告のような旧植民地であった朝鮮半島出身者等については、恩給を支給しない取扱いとされた。そして、右のように朝鮮半島出身の軍人等が恩給法の適用対象から外され

たのは、朝鮮半島出身である軍人等に対する補償問題は、関係二国間政府の外交交渉によつて解決することが予定されていたことに基づいていた。

2 原告は、総務庁長官及び恩給局長には、国籍条項の解釈を誤つた結果、原告の恩給受給権を剥奪した等の違法がある旨主張するので、以下検討する。

(一) 増加恩給受給権者である戦傷軍人に対する国籍条項不適用の主張について

(1) 恩給法の趣旨について

恩給法は、前記1のとおり軍人、文官、教育職員等各種存在した恩給制度をひとつにとりまとめたものであり、老齢により退職した公務員、公務のため負傷し、ないしは、疾病にかかった公務員、あるいは公務のため死亡した公務員の遺族等に対し、一定の金銭を給付するなど、国と公務員との間の各種の給付制度を定めた法律である（現職公務員については別に定められ、恩給に関する法令の適用はない。）。

そして、公務傷病者等に対する恩給の給付制度においてみられるように、恩給法は、公務を執行するために摩耗ないし減退した公務員の稼働能力について、使用者である国がこれを補償するという一面を有することは否定できないところである。ただ、他方、恩給法は、旧軍人軍属及びその遺族などに限らず、文官、教育職員、警察監獄職員等公務員一般を広くその対象とするものであり、国と公務員という特殊な関係に基づいた公務員制度の一環としての機能を有するものということができ、単に、国が使用者として補償するという側面に尽きるものではなく、老齢、死亡又は公務による疾病ないし負傷等が生じた場合に、退職公務員又はその遺族等に対し、その生活を援助するために金銭給付を行うという生活保障的性格を併せもつものであるということができる。

(2) 原告の主張について

恩給法が、右のとおり、公務員の稼働能力の摩耗ないし減退を補償するという側面を有すること、とりわけ、戦傷軍人軍属あるいはその遺族に対し恩給を支給することについては、右の補償的性格が強いことは否定し得ないところであり、そうすると、増加恩給受給権者について国籍条項の適用を除外すべきであるという原告の主張は、恩給法の趣旨に合致する面のあることは一応首肯し得ないでもない。

しかしながら、恩給法は、国家による補償ないし代償の給付という性格に尽きるものではなく、公務員制度の一環としての生活保障的性格も有することは前記判示のとおりであり、したがって、原告の主張するように、増加恩給受給権者である戦傷軍人に対しては国籍条項を適用することができないという解釈が、恩給法の趣旨から（あるいは、これに健康で文化的な最低限度の生活を定めた憲法二五条の趣旨を考慮に入れても）、論理必然的に導かれるというわけではない。そして、恩給法

成立当時の立法者意思も、本件国籍条項が国籍喪失の理由如何を問わないこととして、前記判示のとおり、昭和二十七年ないし二十八年当時には、朝鮮半島出身の軍人等に対する補償問題は、関係二国間政府の外交交渉によって解決することが予定されており、当時の総務庁長官及び恩給局長もこれに従っていたと考えられること、さらに、本件国籍条項も、単に「国籍ヲ失ヒタルトキ」と定められているだけで、文言上何らの留保、制限も存しないことなどからすれば、昭和二十七年ないし二十八年当時の総務庁長官ないし恩給局長が原告の主張するような解釈をとらなかつたことが、国家賠償法一条一項にいう違法な行為であるとまでいふことはできない。

(二) 自己の意思によらない国籍離脱者に対する国籍条項不適用の主張について

原告は、増加恩給受給権が戦傷を受けたことに対する補償である以上、戦傷を受

けた当時日本国籍を有していることが恩給支給の本質的要件であり、その後の自己の意思によらない日本国籍の離脱者に対しては、国籍条項を適用すべきではない旨主張する。

しかしながら、前記判示のとおり、恩給法が稼働能力の摩耗ないし減退に対する補償という側面のみならず、公務員制度の一環としての生活保障的性格を有するものであること、昭和二七ないし二八年当時、朝鮮半島出身の軍人等に対する補償問題は関係二国間政府の外交交渉によって解決することが予定されていたこと、「国籍ヲ失ヒタルトキ」という本件国籍条項の文言に何らの留保・制限がないことからすれば、前記(一)と同様に、総務庁長官ないし恩給局長が原告の主張するような国籍条項の解釈適用をしないことが、違法であるとまでいうことはできない。

なお、原告は、昭和三七年一〇月二九日付で戦傷病者戦没者遺族等援護法に定め

る国籍条項について「個人の意思に基づく帰化等の方法によって国籍を失った場合にのみ適用される。」旨の厚生省援護局援護課長通知が出されており、本件国籍条項もこれと同一の解釈をする義務が当時の総務庁長官ないし恩給局長にはあつたかのように主張する。しかしながら、戦傷病者戦没者遺族等援護法は、戦傷病者、戦没者の遺族等の旧軍人ないしその遺族等を対象とするのに対し、恩給法は、文官、教育職員、警察監獄職員など公務員一般等を広くその対象とするものであり、その適用範囲のみならず、両法はその趣旨・目的あるいはその性質を異にする点があるから、異なる行政官庁である厚生省が右のような通知を發したからといって、総務庁長官ないし恩給局長が恩給法についても直ちに同様の解釈をしたり、同様の通達を出さなければならぬ法的義務が発生するということとはできず、右のような解釈をしないことが国家賠償法一条一項にいう違法な行為に該当するということとはでき

ない。

(三) 朝鮮半島出身の日本軍人に対する国籍条項不適用の主張について

原告が主張する朝鮮半島の侵略・植民地の事実等を前提にしても、右事実から、

直ちに、朝鮮半島出身の日本軍人について本件国籍条項の適用をしないと解釈することが総務庁長官及び恩給局長に法的義務として課せられているということとはできない。

二 本件国籍条項の憲法違反の主張及びB規約二六条違反の主張について

1 憲法一四条違反の主張について

憲法一四条は、法の下での平等の原則を定めているが、右規定は合理的理由のない差別を禁止する趣旨のものであって、各人に存する経済的、社会的その他種々の差異を理由としてその法的取扱いに差別を設けることは、その差別が合理性を有する

限り、何ら右規定に違反するものではない。

ところで、恩給法の趣旨は、前記判示のとおり、稼働能力の摩耗・減退の補償という性格を有するものではあるが、他面、退職公務員又はその遺族等に対し、その生活を援助するために金銭給付を行うという生活保障的性格をも有するものであるところ、このような援助ないし保障は、現在の国際情勢の下では、それぞれの国民の所属する国家の責任において行われるものであることが、国際間の基本原理として承認されているということができ、また、原告のような旧軍人の戦傷は、戦争犠牲又は戦争被害に当たるところ、国が、このような被害についていかなる範囲の者に対していかなる程度の補償を行うかは、基本的には、国民感情や社会・経済・財政事情、さらには、外交政策・国際情勢等を考慮した政治的判断を要する立法政策に属する問題であるといわざるを得ない。

そこで、本件国籍条項の合憲性について検討するに、本件国籍条項は「国籍ヲ失ヒタルトキ」とあり、国籍の喪失事由の如何にかかわらず恩給受給権を失う旨定められたものであるが、原告のように、退役後は日本国から恩給が支給されると信じ（弁論の全趣旨）、旧日本軍人として我が国のために最も危険な南方の最前線で戦闘に参加し、片腕を失う程の重度の戦傷を受けたにもかかわらず、その後自己の意思によらずに国籍を喪失したという一事をもつて、被告である日本国から何らの補償も受けられないという事態は、いかにも不可解であるといわざるを得ず、何らかの立法措置が講ぜられてしかるべきである。

しかし、旧軍人に対する恩給支給について国籍の有無によって区別することも、それが最良の選択といえるか否かは別として、結局のところ、恩給の支給は国庫負担（恩給法一六条）、すなわち、当該国家に現に属する国民の税負担に依拠するも

のであること、さらに、前記のとおり恩給の支給をいかなる要件、範囲で行うかについては当該国家の立法政策に属するものであることなどからすれば、その喪失事由等を問うことなく国籍の有無によって恩給の支給、不支給を決することは、立法として格別合理性を欠くものということとはできない。

したがって、旧軍人の恩給の支給について国籍要件を定めた恩給法九条一項三号は、憲法一四条に違反すると解することはできない。

2 憲法一三条、二九条違反について

この点に関する原告の主張は、朝鮮半島出身の元日本軍人も、日本国籍を有する旧日本軍人と同一の恩給を受ける権利があるというべきであり、本件国籍条項は憲法一三条、二九条に違反する、というものであるが、本件国籍条項は不合理な立法であるといえないことは前記判示のとおりであり、個人の尊重を規定した憲法一三

条及び財産権の保障を規定した同法二九条に違反するものとは解されない。

3 B規約二六条違反について

B規約は、二条において、規約締結国に、その領域内にあり、かつ、その管轄下にあるすべての個人に対しB規約において認められる権利について差別をすべきでないことを義務づけ、すべての者が法の前に平等であることを宣言したものであつて、日本国憲法一四条と同様、合理的な理由のない差別を禁止する趣旨のものであるといふべきである（規約人権委員会の一般的意見一八も、取扱いに差別があつても、その基準が合理的かつ客観的であり、その目的が法の下で正当とされる目的を達成するための区別は許容される旨表明している。）。そうすると、本件国籍条項が、不合理な取扱いと解されないのは前記判示のとおりであるから、この点についての原告の主張は採用し得ない。

なお、原告は、規約人権委員会におけるイブラヒム・ゲイエ対フランス事件（一九八五年第一九六号事件）における「見解」を引用して、本件国籍条項がB規約二六条に違反すると主張する（右事件は、セネガル独立前にフランス陸軍でフランス人として軍務に服していたセネガル人退役軍人が、フランス人退役軍人と平等に定められていた軍務に対する年金受給権をフランス人よりも減額されたことを問題とした事件であり、規約人権委員会は、右減額措置がB規約二六条に違反する旨の「見解」を示したものである。）。

右事件に対する「見解」をB規約の解釈の補足的手段とし得るとしても、結局のところ、右事件と本件とは、国籍による取扱いの区別がされた経緯、理由等を異にするものであり、右「見解」を直ちに本件に援用することは相当ではない。

三 国家賠償法一条一項に基づく損害賠償請求（予備的請求）

1 原告は、昭和二十一年四月二十八日からサンフランシスコ平和条約が締結された昭和二十七年四月二十八日までの間、当時の総務庁長官及び恩給局長が日本国籍を有する原告に対し増加恩給の支給を行っていないことが違法である旨主張するので、以下検討する。

2 原告がサンフランシスコ平和条約の発効する昭和二十七年四月二十八日までの間日本国籍を有していたこと、また、原告が太平洋戦争において旧日本軍人として従軍中に左下腿右肩胛部腰部軟部盲貫迫撃砲破片創及び右上膊投下爆弾破片創による右腕切断などの重傷を受けたことは前記判示のとおりである。そして、原告の受けた右戦傷は恩給法四九条ノ二別表一号表ノ二に定める二項症六に該当するものと思われる。

3 ところで、恩給給与規則（大正一十二年八月二十二日勅令第三六九号）一条ない

し同規則（昭和二八年九月二九日総理府令第六七号）二条によれば、旧軍人等が恩給を請求しようとする場合には、退職時の本籍地を管轄する都道府県知事に請求書を差し出すことを要し、これを前提とした上で、恩給局長が恩給受給権の裁定を行うことになる（恩給法一二条）。そして、地方自治法（昭和二二年法律六七号）附則及び地方自治法施行令（昭和二二年政令一六号）附則によれば、朝鮮半島出身の軍人等に関する事務は福岡県知事がこれを取り扱うことを要する旨定められている。

これを本件についてみるに、昭和二一年当時から昭和二七年までの間に、原告が右のような手続を履践していないことは記録上明らかである（ただ、当時の日本及び韓国の混乱した政治・経済・社会情勢からすれば、原告に右手続をとることを期待することは、不可能を強いるものであったというほかはない。）。そして、当時の日本は、いわゆる戦後の混乱期で、事実上連合国軍の支配・管理の下、政治・経

濟・社会の激動の時期にあり、植民地の統治権及び統治能力も全く喪失していたのであるから、原告の主張するように、旧植民地在住の旧軍人等の戦傷病者の増加恩給に関する調査を行ったり、あるいは、増加恩給の申請資格を有する者にその旨を通知したりすることは、ほぼ不可能な状況にあつたといわざるを得ない。右の状況にかんがみれば、当時の恩給局長に対し、日本の統治権の及ばない旧植民地に居住している旧日本軍人について、請求を待つことなく積極的に恩給の支給要件の調査をし、あるいは、恩給の支給が可能であることを通知する等の法的義務が課せられていたということとはできない。そうであれば、被告が恩給給与規則上所定の要件を経ていない原告に対し増加恩給を支給していないことが国家賠償法一条一項にいう違法な行為であるということとはできず、右の期間中恩給を受けられなかったことを根拠とする原告の国家賠償法一条一項に基づく損害賠償請求は理由がないというべ

きである。

もつとも、原告の右の点を根拠とする国家賠償法一条一項に基づく損害賠償請求は、右の期間中原告が恩給を受けられなくなったことを確定的な既成事実として前提とするものであるが、右に判示したように当時における原告のおかれた状況等を考えるならば、原告が右の期間中恩給を受けられなくなったことを確定的な既成事実として前提とすることには疑問の余地があるものというべきである。

四 憲法二九条三項に基づく損失補償請求について

1 原告は、被告が日本国民及び国家の利益のためにサンフランシスコ平和条約を締結したことによって、原告の日本国籍を剥奪し、原告の恩給受給権が公共の用に供された旨主張し、憲法二九条三項に基づく損失補償を主張する。

しかしながら、原告の主張するようにサンフランシスコ平和条約が締結されたこ

とによつて直ちに原告の恩給受給権が剥奪されたという因果関係は肯認し難く、また、仮に原告の主張するような因果関係が認められるとしても、原告の有していた恩給受給権は、前記判示のとおり、その支給対象及びその範囲等が一定の立法裁量により定まるものといわざるを得ないことなどからすれば、我が国がサンフランシスコ平和条約を締結したことにより原告の日本国籍が失われ、それに伴い、原告の有していた恩給受給権が消滅したとしても、これについて憲法二九条三項による補償を要する場合であると解することはできない。

2 また、原告は、旧日本軍人として、戦争に参加し、戦傷を負ったことについて、生命身体上の特別の犠牲が課せられたとして、直接憲法二九条三項に基づく補償請求権を有すると主張する。

しかしながら、原告が右「特別の犠牲」であるとする戦傷を負った時期は、既に

認定したとおり、昭和一九年一二月一二日ころから昭和二〇年三月四日ころにかけてであるところ、日本国憲法は昭和二十一年一月三日に公布され、その施行を公布の日から六か月を経過した日からと定め（日本国憲法一〇〇条）、昭和二十二年五月三日から施行されたのであるから、憲法に遡及効を認める規定がない以上、原告の戦傷被害については現行憲法の適用があるとは解されない。しかも、原告の受けた戦傷は、いわゆる、戦争犠牲ないし戦争被害に当たるといふほかになく、そのような損害は、国の存亡にかかわる非常事態の下では、程度の差こそあれ国民の等しく受忍せざるを得なかつたところであり、これに対する補償は憲法の全く予想しないものであり、立法政策としていかなる措置を講ずるかとはともかくとして、憲法二九条三項の適用があるものとは解されない。

五 条理に基づく損失補償請求について

原告は、現憲法上の正義公平の原理ないし我が国と原告のような朝鮮半島出身の旧日本軍人との関係に基づく信義公平の原理に照らし、条理上、原告の損失補償がされるべき旨主張する。

原告が、前記判示のように、退役後は日本国から恩給が支給されると信じ、旧日本軍人として我が国のために最も危険な南方の最前線で戦闘に参加し、片腕を失う程の重度の戦傷を受けたにもかかわらず、原告の祖国である韓国政府から何らの補償も受けられなかったことをはやむを得ないとしても（原告が関係二国間政府の協定等に基づき韓国政府から補償を受けたか否かについては全く主張も立証もされておらず、当裁判所としては原告がいかなる補償も受けなかったことを前提にすることになる。）、日本国政府からも結局何ら補償を受けなかったとすれば、原告のそうした我が国に対する信頼と努力、そして多大の苦痛は全く報われないことになり、

原告の憤懣やるかたない心情とその境遇は想像を絶するものがあり、同情を禁ずることができない。

しかしながら、そもそも、条理のような公平ないし正義の原理は、実定法上の基底をなす理念として法の解釈適用の指針となる原理であることは疑いのないところであるが、条理自体が根拠となつて具体的な請求権、とりわけ本件のような国家に対する損失補償請求権を基礎付けることができるかについては、消極に解さざるを得ず、また、恩給の支給をいかなる範囲でどの程度行ふかということとは、前記判示のとおり、政治・社会・経済・財政事情等に従い、最終的には国民の代表する立法府の判断するところであるというほかないのであるから、結局のところ、この点に關する原告の主張もまた採用することができない。

六 以上によれば、原告の請求は、いずれも理由がないから、棄却を免れない。

東京地方裁判所民事第二三部

裁判長 裁判官

塚原 朋一

裁判官 伊藤 敏孝

裁判官澤田忠之は、本年五月末日限りで職務代行を解かれたので、署名押印することができない。

裁判長 裁判官 塚原 朋 一

右は正本である。

平成10年6月23日

東京地方裁判所民事第23部

裁判所書記官 池ノ内 潔